

商品概要説明書

2019年10月1日現在

商品名	とりぎん退職金”運用の達人”プラン				
販売対象	退職金をお受取りになられた個人のお客さま(個人事業主を含みます) ※退職金のお受取りから2年以内にお預け入れいただくことが条件となります。 ◆退職金をお受取りになられた日の2年後の応答月末まで利用可能 ≪例≫退職日が2月1日の場合、2年後の2月末日まで利用可能 ※お申込み時に、退職金のお受取りを確認できる資料(退職金受取口座の通帳・退職所得の源泉徴収票等)のご提示をお願いいたします。				
商品内容	株式投資信託(以下投資信託)もしくは金融商品仲介取扱商品(以下仲介商品)を申込みと同時に円貨定期預金の意思表示を行い、かつ1ヶ月以内にお申込みいただいた場合に、初回お預入時のみ「3ヶ月もの円貨定期預金」の適用金利を優遇するセットプラン商品です。				
受付方法	全営業店(とっとり砂丘大山支店、ローンプラザ、代理店を除く)				
預入資金	退職金、当行預金、他の金融機関からお預け替えいただいた資金				
組合せ	「円貨定期預金および投資信託」または「円貨定期預金および仲介商品」				
お申込プラン	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">投資信託プラン</td> <td>投資信託のお申込金額が、定期預金のお申込金額と同額以上</td> </tr> <tr> <td>仲介商品プラン</td> <td>仲介商品のお申込金額が、定期預金のお申込金額と同額以上</td> </tr> </table>	投資信託プラン	投資信託のお申込金額が、定期預金のお申込金額と同額以上	仲介商品プラン	仲介商品のお申込金額が、定期預金のお申込金額と同額以上
投資信託プラン	投資信託のお申込金額が、定期預金のお申込金額と同額以上				
仲介商品プラン	仲介商品のお申込金額が、定期預金のお申込金額と同額以上				
申込金額	組合せ合計 60万円以上 ※円貨定期預金のお預け入れ金額は30万円以上かつ投資信託もしくは仲介商品のご購入金額の範囲内とさせていただきます。				

組合せ商品

◆円貨定期預金

定期預金の種類	スーパー定期またはスーパー定期 300 ※お預け入れ金額が1,000万円以上の場合もスーパー定期 300としてお取扱いいたします。
預入期間	3ヶ月(単利型)
預入	預入方法：一括預入 預入金額：30万円以上かつ投資信託もしくは仲介商品のご購入金額の範囲内 預入単位：1万円単位
払戻方法	満期日以後一括払戻
利息	適用金利：円貨定期預金預入日の店頭表示特別金利 ※特別金利は、当初預入期間(3ヶ月)のみ対象となります。 利払方法：満期日以後に一括支払

	計算方法：付利単位1円で、1年365日の日割計算
付加できる 特約事項	総合口座の担保としても利用できます。 マル優のご利用ができます。
中途解約時の 取扱い	・やむを得ず期限前解約をされる場合は当行所定の期限前解約利率を適用いたします。 詳しくは、《定期預金中途解約時の取扱い》をご参照ください。
金利情報の 入手方法	・金利については店頭窓口にてご確認ください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続(元金継続または元利金継続)のみの取扱いとなります。 満期継続後は、満期日当日の店頭表示金利が適用されます。但し、当初スーパー定期300として作成した明細について、満期継続時に預入金額1,000万円以上となる場合、大口定期へ自動的に継続処理されます。 ・通帳式定期(総合口座を含む)のみの取扱いといたします。 ・ATM、砂丘ダイレクトサービスでのお取扱いはいたしません。 ・他の金利上乘せ商品との併用はできません。 ・イオン鳥取北支店、イオン日吉津支店をご利用の場合、本商品によるお取引はインスタブランチポイントサービスの対象外となります。 ・課税扱いの場合、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税です。 ・本商品は預金保険制度の対象であり同保険の範囲内で保護されます。 ・市場環境等により、取扱期間内においても商品内容を変更させていただいたり、取扱いを中止する場合がございます。

◆投資信託

対象となるファンド	当行で取扱う投資信託(申込手数料が不要なものを除く)
ご注意いただきたい事項	<ul style="list-style-type: none"> ・運用は投信会社が行い、銀行が行うものではありません。 ・購入される投資信託は、<u>預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。</u> ・<u>金融機関の預金と異なり、元本および分配金の保証はありません。</u> ・<u>投資した資産の減少等を含むリスクは、投資信託の購入者に帰属します。</u> ・<u>投資信託をご購入の際は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面により必ず内容を十分にご確認のうえ、ご自身でご判断ください。</u>投資信託説明書(交付目論見書)等は、鳥取銀行の本支店等にご用意しております。 ・投資信託は、値動きのある債券・不動産投資信託・株式等の有価証券(外貨建て資産に投資する場合には、為替変動リスクもあります)等に投資しますので、市場環境等により基準価格は大きく変動する場合があります。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むおそれがあります。 ・投資信託の主なリスクとして、価格変動リスク・為替変動リスク・金利リスク・流動性リスク・

	<p>信用リスク等があります。ファンドによってリスクは異なりますので、詳細は投資信託説明書(交付目論見書)等によりご確認ください。</p> <p>【投資信託お取引に係る手数料等について】</p> <p>投資信託には、買付時のお申込み手数料(申込金額に対し最高 3.00%〔税抜〕)がかかるほか、保有期間中は信託報酬(信託財産純資産総額に対し最高年 2.20%〔税抜〕)やその他の費用(監査費用、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建て資産の資産保管時に要する費用、信託事務の諸費用等)が信託財産から支払われます。また、一部のファンドは換金時に信託財産留保額(当該ファンド換金時に適用される基準価格に対し最高 0.5%)が基準価格から差し引かれます。その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。手数料・費用等は、ファンド毎に異なりますので、詳細は投資信託説明書(交付目論見書)等によりご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、これらの手数料・費用等の合計額については、申込金額や保有期間等に応じて異なるため表示することができませんのでご了承ください。 ・投資信託のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。 ・ファンドによっては、お取扱いできない日や大口の換金について制限がある場合があります。また証券取引所等の取引停止等やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込受付を中止すること等があり、残存口数がファンド所定の口数を下回った場合等には、信託期間の途中で信託が終了(償還)されることがあります。 ・受付時間は、原則当行営業日の午前9時から午後2時まで(店頭にて)とさせていただきます。(取扱商品によっては午後1時までのものもございます)。受付時間以降のお申し出につきましては、翌営業日のお申込みの取扱いとさせていただきます。 ・銘柄によって、海外の市場の休業日等により受付できない日があります。 ・鳥取銀行は販売会社であり、設定・運用は各運用会社(投資信託会社)が行います。 ・詳しくは各ファンドの「交付目論見書」にてご確認ください。又、窓口へお訊ねください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・2種類以上の商品の組合せもお選びいただけます。 ・新規申込に限らせて頂きます。 ・購入金額にはお申込手数料(税込)を含みます。

◆金融商品仲介取扱商品

商品名	金融商品仲介取扱商品
対象となる商品	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取銀行の金融商品仲介取扱店窓口で取扱う外国債券、仕組債全て ただし、外貨MMFは除きます。
ご注意いただきたい事項	<ul style="list-style-type: none"> ・債券のお買付け時には、購入対価のみをお支払いいただきます。 ・購入される外国債券、仕組債は預金ではありません。また、預金保険の対象ではありません。

	<p>せん。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資した資産の減少を含むリスクは、外国債券、仕組債をご購入のお客さまが負うこととなります。 ・外国債券、仕組債および発行者に関する詳細な情報は目論見書に記載されています。購入をご検討される場合には鳥取銀行の金融商品仲介取扱店にて目論見書をお渡し致しますので、あらかじめご覧ください。 ・購入される外国債券、仕組債の売出しは証券会社が売出人となり、鳥取銀行は証券会社の委託を受け当該債券の売出を取扱っています。お客様の取引の相手方は証券会社となります。 ・外国債券、仕組債の申込に当たってはあらかじめ証券口座の開設が必要となります。証券口座の開設には日数を要しますのでお早めに鳥取銀行の金融商品仲介取扱店までお申し付け下さい。(証券口座の開設には証券会社所定の審査があります。審査の結果、口座開設をお断りすることがあります。) ・外貨と円貨を交換する際の為替レートは証券会社が定める為替レートが適用されます(為替レートは鳥取銀行の金融商品仲介取扱店までお問合せください)。
取扱店 (2019年10月1日現在)	<p>本店営業部、鳥取支店、鳥取東支店、鳥取西支店、湖山支店、鳥取南支店、吉成支店 鳥取県庁支店、鳥取北支店、郡家支店、境中央支店、鳥取駅南支店、倉吉支店、 倉吉中央支店、米子営業部、米子中央支店、米子駅前支店、境港支店、五千石支店、 旗ヶ崎支店、米子東支店、三柳支店、松江支店、出雲支店、安来支店、津山支店</p>

当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
認定投資者保護団体	<p>当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。</p>

商号等	加入協会
株式会社鳥取銀行 登録金融機関 中国財務局長(登金)第3号	日本証券業協会
野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	<p>日本証券業協会 (一社)日本投資顧問業協会 (一社)金融先物取引業協会 (一社)第二種金融商品取引業協会</p>